

○

午前 10 時 2 分開会

○委員長 それでは、市民環境委員会を開会いたします。

○委員長 本日は、既に皆様にお知らせをしております事項について執行部から報告をいただきたいと思えます。

委員からの質疑につきましてなんですけれども、こちらは一問一答方式で行いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、報告を行います、委員長からお願い申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、必ずマナーモードに設定していただきまして、その他電子機器の持ち込みは禁止されておりますので、御注意ください。

執行部は、説明及び答弁に当たっては「委員長」と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を発言の上、漏れのないよう御答弁ください。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められませんので、御了承ください。反問が終了した際は、その旨の発言をお願いします。

○委員長 報告につきまして皆さんに一度お諮りしたいんですけども、全てで 5 項目あるんですけども、1 項目ずつ報告を受けて、その 1 項目ごと質疑を行っていくのか、一括で報告をしてもらって一括で 1 から 5 まで、いかがいたしましょうか。

〔協 議〕

○委員長 では、通常どおり 1 項目ずつということでやっていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは初めに、環境部より、各部が行っている環境政策の関連性と連携の現状について、こちらを御報告をお願いいたします。

○環境保全課長 私のほうからは報告事項 1 について資料に基づき御説明させていただきます。まず、当部から提出いたしました資料の 2 のほうでございますが、こちらは環境基本計画に基づく環境施策を目的別に体系化し、各事業の進捗を取りまとめた環境報告書ということで、これは毎年度報告を作成しているものでございますが、24 年度版がもうすぐできるというタイミングなので、本日は申しわけございませんが、23 年度版を提出をさせていただきました。この報告書の内容を概括的にまとめましたのが事前に提出をさせていただきました資料 1 でございます。本日の説明は、この資料 1 をもって説明をさせていただきます。

まず、環境政策に関連する主要な部門計画と環境政策の関連を表にしたものが資料 1 の 1 ページ目の図になります。第 4 次総合計画の第 4 章、環境行政の章を根源

といたしまして、まず環境政策の大もととも言える環境基本計画、これがございまして、この環境基本計画の中に、環境部のほうで所掌する生物多様性プラン、それから現在改定作業中でございます地球温暖化対策計画がこの中に包含されるというふうな位置づけになります。また、柏市の計画ではないにしても、千葉県が策定しております手賀沼水質保全計画、これも柏市の環境政策の中で非常に重要な位置づけを占めるわけですが、こちらのほうも当然ながらこの環境基本計画と大変かかわりが深いものでございます。

一方で、環境部以外の各部の部門計画として、特に環境政策として密接に関連しているものが右側のほうに書いてございます一般廃棄物処理基本計画、これは環境部の所掌になります。そのほか緑の基本計画、これは都市部で所管しているものですが、あるいは都市計画課で所管しています都市マスタープラン、あるいは環境未来都市構想、それから同じく都市計画のほうで所掌している低炭素まちづくり方針、こうしたものが環境政策と部門別計画のレベルで非常に関連をしている計画ということになります。このうち環境未来都市構想については、昨今いろいろ注目をされているところでございますが、こちらの資料にございまして、柏の葉キャンパス駅周辺地域をモデル地区として、現在の社会的な課題である環境、健康、それから産業創造、この3大課題を解決し得る未来型の都市の実現を目指していくという構想ですので、この環境未来構想が全て環境政策に絡むというわけではなくて、その一部が環境政策と絡むというふうな関係になってございます。それから、エコまち計画というのは、これは今後都市部のほうでつくる予定だということで聞いていますが、低炭素まちづくり方針に基づいて具体的な計画をもうちょっとアクションプラン的なものにブレークダウンしていくための計画ということで、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づいて市町村が策定するとされていますので、低炭素まちづくり方針もこの同じ法律に基づいたものですが、この方針を受けて具体的アクションプランとして作成する予定だということは伺ってございます。

次に、2ページ目をごらんいただきたいと存じます。昨今、今申し上げましたエコまち計画等、都市部門、わけでも面整備において温暖化対策ということが非常に大きなテーマになってございまして、事実都市政策の一環としても温暖化というのは法律のレベルでも、今申し上げたとおり、都市の低炭素化の促進に関する法律というのが地球温暖化対策推進法とは別に制定されたりということで、かなりその辺は重複しているといえますか、そもそもの温暖化対策、温暖化計画とこの都市整備面での面整備の計画、それらが関係がちょっと複雑になってきているという現状は確かにございます。そのため、現在改定をしている地球温暖化計画、今改定の作業中でございますが、その議論の中で次のようにこの2ページの図のとおり整理をしていこうということで現在検討をしております。

まず第1に、温暖化対策そのものについては、温暖化対策計画と、それから面整備対策である低炭素まちづくり方針及び今後できるであろうエコまち計画、これらの2つをもって総合的な温暖化対策としていくと。特に現在改定している地球温暖

化計画については、これを総合的要素、いわゆる温暖化対策の総合的な方針ということ。それと、分野別対策、例えば省エネの推進であるとか、あるいは各課横断的な取り組みである緑化の推進だとかいうふうな分野別の対策を位置づける一方で、面整備の対策では、既に策定をしている低炭素都市づくり方針がメインになりますが、この低炭素都市づくり方針を一度温暖化対策計画の中に取り込んで、これを面整備における一つの指針として、温暖化対策計画の中でも明確に面整備対策の方針として位置づけると。この方針及び温暖化計画の中で定められた面整備の方針をもってエコまち計画を策定していくということで、現在都市計画課並びに関係課と検討し、調整を図っているところでございます。もしこのとおりいくことになれば、私どもとすれば、できるだけ現在の改定後の地球温暖化計画というのは地球温暖化対策の総合計画的な位置づけにしたいというふうに考えてございます。以上が計画レベルでの環境政策と各部の施策との整理でございます。

これをさらに現在やっている事業レベルに少々ブレイクダウンして整理したものが次のページの3ページの表でございます。主な事業と載っているのは、本当にこれは主な事業で、一部分だけ抜き出しております。現在の環境基本計画の中では、環境政策を4つの分野に分類してございます。残された自然を守る自然環境分野、それから日常生活に環境配慮を促す生活環境分野、それから快適な環境を創造する快適環境分野、それから地球温暖化対策としての地球環境分野、この分野4つに分けて、それぞれの分野ごとにその目的別に各課に関連する事業を主な事業という形でピックアップしていますが、このとおり整理をしております。

以上が大体環境政策と各部の施策の関連ということで御説明いたしました。最後に現在改定を進めてございます地球温暖化計画の改定作業の状況について御報告いたします。現在までの経緯につきましては、4ページの経過というところに記載をしております。現在審議会のほうは3回ほど終わりましたが、いわゆる総論的な部分の審議のほうを終了いたしまして、次回の審議会では個別具体の対策を御審議いただくという予定にしております。そのための準備として9月から関係各課と具体の協議について協議をまさに今進めているところでございます。現在までのところ、その検討の中で、今回の計画改定の中で主な柱になるであろうということで現在考えられておりますのが、その四角の囲みの中の4つの柱ということで現在私どもは考えてございます。1つは省エネの推進、それから2つ目が創エネの推進、それから3つ目として、これは自動車利用の抑制という観点からなのか、公共交通利用の促進と自転車の活用及び普及、それから先ほど申し上げた面整備としての低炭素のまちづくり、それからそれに付随する形のヒートアイランド対策、こうしたものを改定の計画の柱ということで考えてございます。目指す姿としては、当然ながら温暖化計画ですので、CO₂の削減、それをする事によって持続可能な社会に転換していくということなのですが、前回の計画を踏まえて今回新たな視点として、できるだけ温暖化対策を通じて地域社会あるいは地域経済が活性化していくというところもちよっと狙っていきなというふうに考え

て現在各課と協議を進めているところでございます。報告事項1については以上でございます。

○委員長 それでは、質疑があればこれを許します。皆様、いかがでしょうか。

○武藤 環境基本計画の進捗状況がそれぞれ報告されてはいるんですけども、例えばその報告の中に、目標値と実績が違っていて、それはなぜなのかというようなところの分析というのがないんじゃないかなと思うんですけども、それについては今後どういうふうに示していかれるのでしょうか。

○環境保全課長 御指摘のとおり、目標値になぜ到達しなかったかということの検証等についてはやはりしっかり行っていかなければいけませんので、この辺については、現在改定している温暖化計画の策定の中で、具体的な各課との協議という中で環境保全課と各課との間で個別に協議できる環境というのは整ってきていますので、来年度以降も、策定が終わったから終わるということではなくて、この関係を維持しながら、各課とそうした検証も含めて議論していくような関係づくりを今後継続してやっていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○武藤 あと、温暖化計画の中で創エネの推進ということで、私も再三議会でも言っているんですが、ぜひ太陽光パネルの補助金はすぐにでも復活していただけるようにしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○環境保全課長 大枠として再生エネルギーに取り組んでいくという必要性は認識しておりますし、そのもとでどういうふうな方法でやっていくということを現在検討してございますので、必ずしもそれがイコールすぐに補助を復活させるということにはならないと思いますが、あくまでもそれは方法論の問題ですので、私どもはそれは必要だという前提のもとで、どういうふうな方法があるのかということを経験しているところです。以上です。

○武藤 ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思います。

それと、環境政策と各部門の計画の関連ということなんですけれども、それぞれの関連する各部門のところ、例えば地球温暖化対策計画を立てて、低炭素都市づくりですとかエコまち計画とかいうのもあるんですけども、その大枠地球温暖化計画の中に取り込んでいくということで、それについて各課がどういうふうな計画を持つかというのを全体として議論していくということではないでしょうか。

○環境保全課長 委員の御指摘のとおり、そうした形の体制をつくっていききたいということで現在検討しています。以上です。

○武藤 では、ぜひ各課任せという感じじゃなくて、全体として地球温暖化対策をどう進めていくかということで、地球温暖化の対策室ですとか、そういうような専門の議論する部署ですとか、そういうところをつくっていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○環境保全課長 組織をいじるかどうかは別にしても、少なくとも先ほど申し上げましたとおり、現在の改定作業の中で関係課と個別に協議をしてきて、議論できる関係というのはできつつありますので、例えばそれで地球温暖化対策会議みたいな

庁内会議みたいなものをそのまま来年度以降移行させるとかという方法もあると思いますので、必ずしもその組織をすぐにいじるということには私どもこだわっておりませんが、そういった形で何らかの形で全庁的に進めていくというふうな体制をつくるということは必要だろうというふうに考えてございます。以上です。

○武藤 ぜひ計画ができたなら終わりというんじゃなくて、やはり各課連携してどうやって進めていくかということと具体的に進めていただきたいと思います。以上です。

○日暮 このような計画をつくって環境の保全をするのは大変いいことだというふうに思います。ですけど、いいことをやろうとしているんですけども、私が1点気になるのは、ことしもそういうことが見受けられたんですけど、今までも何年も前から感じていて、感じたときには市の担当者に話をしているんですけども、こちらの環境基本計画ってありますよね。ここの20ページの一番上、アイドリングストップの推進って書いてありますよね。こういうことも地球温暖化に対しては非常に効果的なことだと思うんですけども、このようなことを書いて、以前から取り組んでいるんでしょうけども、守っていないのが、柏市の庁舎の柏駅に向かって左側に駐車場があるでしょう。あそこにバスが2台とまっていますね。あのバスが時々エンジンかけっ放し。何年も前から総務部とかいろいろなところに言うんですよ。言うとしばらくやめるんだけど、時間がたつとまたエンジンかけて誰もいないというのが多々あるわけね。あそこには、駐車場に入ると正面にもきちんと看板で書いてありますよ。柏市が取り組むんだから、柏市の職員が守らなくちゃだめですよ。それをまず皆さんが守らせなくちゃだめだと思うんです。そういうこともありますので、計画をつくっていますよね。きちんと実行に当たっては管理してください。以上です。

○環境保全課長 委員御指摘のとおり、いろいろ市民にお願いしなきゃいけないこともありますので、そのためにはまず職員のほうが率先してそれに取り組まなきゃいけないというのは当然でございますので、今後も職員の環境意識をどうやって高めるかということについても取り組んでいきたいというふうに考えてございます。以上です。

○長瀬 こういう計画を進めていくためには市民の協力がもちろん必要なんですけども、意識を高めていくための方向というのはどういうことを考えて、方法というか、工夫というか、考えておられるんでしょうか。

○環境保全課長 環境の意識、環境に対する関心を持ってもらう、あるいは環境意識を高めてもらうというのは非常にこれといって決め手がないのが現状ですが、例えば現在行っております環境フェスティバルに積極的にもっと市民参加を考えるですとか、あるいは今回のこのカーボンオフセットのように、一定程度省エネしたらメリットがあるんだねというような、そういった制度を考案するだとかいうふうなことを地道にやるしか今はないかなと。ただ大事なものは、途中で諦めるのではなくて、改善なりなんなりはしていきますが、基本的には粘り強く継続させていくとい

うことが一番大事なんじゃないかなろうかというふうに考えてございます。以上です。

○長瀬 公共施設の屋根貸しみたいなので太陽光発電とか、そういうようなことというのは何か考えておられますか。

○環境保全課長 今まさに委員御指摘の点につきましては、それを具体的にどう進めるかということで現在検討しているところでございます。以上です。

○林 この3ページのことなんですけども、環境基本計画に定める分野ということで、こういった4分野がありまして、快適環境というところがあるんですけども、生活環境もあるんですけども、この中に農業活性化ということで、就農担い手支援事業というところがあるんですけども、快適環境あるいは生活環境というような部分の中で、こういう事業、さまざまな主な事業ということで出ているんですけども、雨水対策とか、そういったところがまず最初に出てくるわけですね。今であればまだ放射線とかという問題もあるんですけども、そういった問題よりも、例えば快適環境の中では農業活性化ということが主な事業として出ているんですけども、各課との連携もあるんですけども、農業活性化、もちろん必要なことではあるんですけども、主な事業の中でこういったところが出ておりまして、私から考えますと、市民がより適切に対応してほしいというような事業が主な事業になっていないという部分についてはどういう形になっていらっしゃるのかなと思いました。

○環境保全課長 主な事業というふうにここで資料に書いたのは、計画の中で主な事業というふうに位置づけられているわけではなくて、あくまでも今回のこの資料を作成するにおいてこの事業をピックアップしてきたということでございまして、特段農業の活性化が快適環境の中で大きな比重を占めるというふうな意図ではございません。ただ、この農業の活性化が快適環境の中に入っているという意味は、もちろん農業は産業振興とかそういった側面も大いにあるんですけども、都市部でコンクリートだらけのところよりも、農地があって、緑があって、農地もきちんと管理をされてということのほうが人間の生活にとって非常に重要であろうというふうな観点からでございます。特段この主な事業というのは、この各分野の中で重きを占めている、ここに載っていないからそんなに重くないということでは決してございません。以上でございます。

○林 今のお話ですと、ここには載っていないけども、ほかにも重要なことがあります。こういったことが出ているということなんですけども、この主な事業というような形で出ますと、これが重要視されているように私どもの印象ではあるわけです。そして、こういった環境基本計画をつくるに当たって市民の意見やさまざまな意見を取り入れているかというふうに思うんですけども、主な事業というような中で、役所が考える主な事業と、市民がこれをぜひ環境を推進するために主な事業にしてほしいという視点が、厳しい言い方をすれば、少しリンクしていないなど。それから、市民の視点で環境の中ではこういったところを重要視してほしいというところを主な事業の中に入れながら、役所が主導する環境基本ではなく、多くの方が納得というか、そうだなと思えるようなところを主な事業にしながらまたこういった基

本計画の推進に当たっていくべきかと思しますので、発想をもちろん皆様方まとめられてさまざまところで意見を聞くのかもしれないけども、そういったところにまず足場を置いて発想していくことが重要ではないかなと。もちろんやっているかと思いますが、そういったふうに思います。

○環境保全課長 委員御指摘のとおり、次の改定するときには何らかの形で、パブリックコメントは当然としても、市民アンケート、あるいは市民との意見交換会をつくるなどして、なるべく可能な限り市民の皆さんの意向を踏まえた形で策定に取り組んでいきたいと考えます。以上です。

○末永 今、林君が言った市民とのリンクが足りないという発言があったけど、この快適なところ、農業の活性化というところをもっと重んじて、極端に言うと、メダカのすめる環境を保全すると。メダカいないよね、今。メダカがないということは、その分だけ人間が住みづらくなってきている。農薬やいろんなものを使うためにメダカが死んでしまう。育たないわけだよ。だから、日本の文化であり、あるいは山村の農業だとか、あるいは都市農業だとか含めて、農業と公園かな、緑があふれるまちじゃないと人間は住みづらくなるわけですよ。例えば私が議員になったころ、二十二、三年前は、あの慈恵の周りは、慈恵大学がぽつんとあって、周りはレンゲ畑だった。自然があって、なぜレンゲを植えるかという、それは肥料にもなるし、環境にもいいということで、鈴木眞市長はずっとレンゲを植えたわけですよ。今のローソンのあるところなんかは全部レンゲを植えたんですよ。あのころは本当にのどかで、人間がごちゃごちゃしていない。本当に豊かなところがありましたよ。今はどうなっているか。思い浮かべてください、慈恵の周りを。ほとんど緑や田んぼはなくなって、今はナーシングセンターや慈恵医大がある。そして、ローソン、その隣は駐車場、その脇にはまた何かつくっているよね。あの辺は全部なくなっちゃうわけだよ。だから、ある意味ではあそこは水害があったときには水没する地区だよ。慈恵は3階まで水没すると言われていたわけですよ、国土交通省のマップでは。3階まで水没するんですよ。3階までの人は死んじゃうわけだよ、上へ上がらない限りは。そういう地域に人間が勝手にコンクリートをつくってしまったから、人間は住みづらくなってしまっている、ある意味では。そういう意味では、環境というのは人間が生活する上で物すごく重要だから、私がなしと言ったのは、何でなしと言ったかというのは、策定中だから、策定中のやつをここで議論してもしょうがないからなしと言ったんだけど、ぜひこういうものについてはもっと細かくどうあるべきかということを含めて環境部は人間の人間らしく生きるというところでもつくり上げていただきたいなと思うんですよ。車が走り回ってコンクリートがあって、便利さだけ追求されてしまうと大変なことになるので、そういうことがないように環境部はやってほしい。雨水ますの浸透ますは、放射能が出るまでは物すごく有効的でしたよね。だけど、放射能が出たために、柏市は地下水をくみ上げて飲んでいるんだけど、危機的状況になっているよね。汚水ますの一番たまる場所は放射能が一番高いんですよ、そこをえぐってやると。その水を飲むように

なってしまうわけだから、地下水に行くまでは、何百年という歳月を経なければ地下まで行かない。岩盤の下まで行かないというから、そこまで放射能が来ているかどうかというのは私はわからないけども、そういう意味ではどこでどういうふう環境が転覆するかわからない。地下の水をくみ上げて地盤沈下を防ぐために、宅地を建てるときには、建築基準法の条例で最低でも2カ所の雨水ますをつくるとしたわけだな、柏市は。ところが、今は放射能の関係で考えてみると、一番危機的状況になっているというのがあるから、環境面については、どこがどういいのかわからないところはあるけども、自然を残すという、自然をちゃんと確保するという意味の環境政策をしっかりとつくっていただきたい。策定中というから、しっかりと策定をしていただきたいなというふうに思います。感想も含めて、議論があったから。

○委員長 そのほか質疑ございますでしょうか。——それでは、まずこの1番のほうは以上で質疑のほうは終結させていただきます。

○委員長 次に、地域づくり推進部より近隣センターの老朽化と修繕についての御報告をお願いします。

○地域支援課長 私からは報告事項2、近隣センターの老朽化と修繕について御報告させていただきます。資料は、お手元にA4、1枚の表を御用意いたしました。近隣センターにつきましては、柏市のコミュニティ施策の中心といたしまして、各エリアの拠点ということで、昭和50年代半ばごろから整備されてきたものでございます。こちらのほうの表にもございますけれども、各近隣センターの名称、施設、構造がございます。あと、建築年月につきましては今申し上げたとおり、昭和50年代半ばごろが多いために、築年数につきましては30年以上経過しているものが多いのが実情でございます。

ここで若干御説明を加えさせていただきますけれども、耐震基準のところでございます。耐震基準の旧と新というところがございますけれども、こちらは昭和56年に建築基準法が改正されまして、それ以降のものについては新ということで、これについては耐震性能を満たしているということでございます。旧基準で作られたものにつきましては、こちらは耐震診断を実施しております。その結果、そのさらに一番右側の耐震化状況というところがございまして、耐震診断の結果、ここにも数値が幾つかございますが、こちらのI s値という耐震性能を示す数値でございますけれども、こちらが0.6を下回るものについては耐震改修というものをしております。ということで、一番右、改修済みとなっているところについては、0.6を下回ったために改修工事をしたということでございます。それ以上のものについては、現在の耐震化基準を満たしているということで、その数値を記載させていただいております。ということで、現状の近隣センターにつきましては、現在の耐震化基準に見合ったような形に保たれているというところでございます。

続きまして、修繕の計画でございますけれども、こちらにつきましても、躯体にとって非常に重要な屋上防水、外壁、あるいは空調設備などの大規模修繕について

は逐次実施中でございます。ただ、非常に厳しい財政状況の折、なかなか進捗が私どもの思ったとおりに進んでいないというところはございますけれども、現在進めているというところがございます。簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑があればこれを許します。

○末永 近隣センターの修繕についてですけど、もう30年以上たっているのが6割方あるかね。13カ所ぐらいあるけど、私は前から指摘しているんだけど、財政が厳しいから、近隣センターの建てかえというのは難しいですよ、新築するというのは。これから向こう二十四、五年間は高齢化社会になるわけですよ。物すごく高齢化が進むわけですよ。そういう意味では、福岡県の大牟田市のように近隣センターを、今2階建てだけでも、3階建てにしてしまって、1階は近隣センターの今の機能、2階は今の2階と同じような機能、3階を小規模多機能型の老人施設、29床ぐらいの、それを裏から入れるようにして、それを各地区の社会福祉法人や、あるいは医療法人に参入してもらって建ててもらおう。土地は柏市が提供しますよと、無償で。建てるのは建ててくださいよと。その上を多機能型の老人施設をしてくれませんか、あるいはデイサービスでもいいからしてくれませんかと、社会福祉法人または医療法人にお願いをする。ほかに参入したい人が参入してもいいんですよ。建屋だけについては建ててくださいというようなことをして、近隣センターが中心になっていく、そこで。各近隣センターごとに小規模多機能型の施設をつくっていくという、福祉と連携していくという、そういうものにすべきだと私は思うんですよ。これは前から提案しているんですよ、聞くだけであなた方は何もしないんですけど。柏市で建てるというのだったら、最低3億から4億かかるよね、最低でも。これは委員長が一番詳しいだろうと思うけども、3億から4億。これを柏市の活性化で地元の業者で建ててもらおう。建てるのは地元業者、そしてそれを運営するのは、建てる費用については民間企業、民間の医療法人がそれをする。下の借りるのは、できたのは柏市が使う。群馬県の太田市がどういうことをしているかという、大型スーパーができる条件として全部出張所を入れているんですよ。そこに買い物とかでみんな集まってくるので、そこでちゃんと住民票でも何でもとれるように出張所ができていますよ。太田市にスーパーを建てる時、それが条件なのよ。そこには再任用の職員がいるんですよ。スーパーの営業時間に合わせた営業をしているんですよ。そういう時代になっちゃっているんだから、柏市も参入する人はいませんか。福岡の大牟田市は、小学校単位に1カ所ずつ小規模多機能の施設がある。そして、そこに小規模多機能じゃなくて、いろんなものがあるんですよ。連合町会の会館があって、大きな広場があって、そこで運動会もやる。餅つき大会とか全部やっているんですよ、その地区で。柏市の場合は、近隣センターが中心の場所であるから、僕はそういうことをぜひ考えてもらいたい。これをずっと提案しているんだけど、ぜひ、そうしない限り建てかえられませんよね。修繕と言っているけども、修繕で余計に金かかるじゃない。そういう発想を持っていただきたいと思うんですけ

ど、いかがですかね。

○地域支援課長 今委員さんおっしゃったとおり、建てかえにはかなりの費用がかかるということは承知しております。基本的な考え方といたしましては、今ある施設の長寿命化、寿命を延ばしていくという方向で今内部では考えているところでございます。確かに建てかえのときには、PFI方式とか、いろいろな方式は今後検討していかなければいけないとは思っております。以上でございます。

○末永 あなたはそんなこと言っているけど、根戸の事務所へ行ったことありますか。43年たっているというけど、がちがちで、もうぼろぼろで、悪いけど、どこまでだろうと思うような施設だよ。だから、30年たつと、それは人間と同じように決していい建物じゃないわけですよ。使い勝手も悪いわけですよ。当時はよかったんですよ。当時は、柏市は人口が行け行けどんどんで伸びていた。だから、ふるさと運動といって近隣センターを地区につくって、つくるところがその地区の中心じゃなくて、地主さんが一番手放したい土地のところに建てたんですよ、昔は。地主政治だったの。だから、へんぴなところに建っているんですよ。中心のところにはないんですよ。例えば酒井根近隣センターなんていうのは、ずっと地主さんがその館長をやっていて、これは俺の土地だとずっと言っている人がいたんですよ。そういうふうにして、必ずその地区の中心のところに建っていないんですよ。例えば布施なんかもそうですよ。布施も人口増からいったら、一番中心は根戸になきゃいけないんですよ。昔は、布施の農家のほうが力あって、土地があったから、あそこに行ったわけですよ。歴史があるんですよ、建てているところはみんな。新田原もそうです。新田原も端のほうにあるんですよ。千代田町から歩けないという論争が起きましたよね。地主さんの都合によって近隣センターを施策でつくっていったんですよ。こういう作り方をしているから、本当なら、今土地が下がっているから、一番中心のところに用地買収してつくればいいんだけど、お金がないからできないよね。どうしたらいいかといったら、先ほど言ったようなことを検討して、できるのかできないのか、そういうことを策定して、応募者があるのかないのか。僕は医療法人のところに聞いたんですよ。そうしたら、それはいいですね、ぜひ参入したい、そういうことだったら、そう言っているんですよ。そういうことをきちんとやらないと、役所だけの頭で考えないで、老朽化したところをどうしたらいいかと。光ヶ丘近隣センターなんかも、あそこは建てかえるとき一緒に建てればよかったんですよ、ちゃんとしたものを。もうちょっといいものをすればよかったんです、あそこは。だから、ああいう使い勝手の悪い状況じゃなくて、もうちょっと先を見越したものにしてほしかったよね、建設については。そういう視点に立って、ぜひこの老朽化の修繕だとか改修については新たな試みをしていただきたいんですが、どうでしょうか。

○地域支援課長 先ほどお話いたしました長寿命化に加えまして、使い勝手をよくするという点では、そういう意味で使いやすい施設のほうに改修していきたいという意向もでございます。あと、その建てかえ、更新につきましては、近隣センターも

含めて、これから公共施設はかなりの部分でそういうような年月を迎えてまいると思いますので、それはまた全市の中で考えていきたいというふうには思っております。以上でございます。

○末永 最後にありますけど、ぜひ今言ったようなことを。別にもっといいことがあればいいんですけども、豊四季団地の建てかえのときも議論になったよね。あそこは、新しい体育館ができたからね。だから、群馬県の太田市のように、あそこは会計監査から指摘されたりしているところもあるけども、本当ならば、そういう大きなもの、スーパーとか、全部あの方たち、スーパーの人たちは全部周りの集計をして、どれだけの収益が上がるか、どれだけ買い物の人が集まって、人が来るかということをしちんとやって、もうかるかもうからないかはじいた上で建てるんですよ。そういう意味では、そういうリサーチをちゃんとした上で出店してくるわけですよ。ダイエーみたいにむやみやたらに出店するところもありますけど、ある程度そういうリサーチをした上で来るんだから、そういうのに商工課とこういう地域の近隣センターだとか、そういうものをマッチングして、きちんと人が集まるところにどういふものを建てたらいいかということを検討していただきたいんですよ。そういう視点に立ってほしいんです。頭かちかちで、ただ今あるものを守るだけで、ちょっと壁が汚くなったから、そこだけ何かペンキを塗る、そういう修繕はやめていただきたいんですよ。本当に将来の20年、30年先スパンで柏の地域の活動や、あるいは地域の近隣センターの機能がどうなっていくか、どうしたらいいかということを検討した上で改修も含めてやってほしいんですよ。富勢地区みたいに体育館とあれと離れているよね。完全に全然違うところに建てているよね。ああいうところもできるなら富勢の近隣センターを。市営住宅があいているよね、ずっと体育館の脇に。あそこに建てかえると。土地は柏市になったのかな。県の土地だったんだけど、柏市に移管されたよね。だから、そういうふうに移管していく。そして、現在あるところの富勢の西部近隣センターは住宅で売却するか土地を売却するか、そういうことをするかすれば、そしてその建てるに当たっては、社会福祉法人とか、そういうところに建てさせるとか、そういうことをやればそんな難しくないでしょう、1つずつやっていけば。だから、そういうことをぜひ考えていただきたいと思います。そういうことを先に考えていけば、医師会でわざわざ豊四季団地のところに新たに建てなくてもよかったわけだよ。一緒に建ててくれませんかって、医師会いっぱいお金あるんだから、そういうのをマッチングして、きちんと行政と一緒にしてそこに機能していくというようなことをぜひ検討していただきたいです。いいですね。

○林 近隣センターの老朽化、修繕の現状の表かというふうに思います。それで、これは結局構造上の耐震に対する現状を報告されているかというふうに思うんですけども、さきの大震災のときも、例えば体育館、つり天井等、その構造上以外のさまざまな危険というのが実際あるわけなんですけども、こういう構造上はもちろん必要になってくるんですけども、その中に附帯するさまざまな構造以外のつり天井

やささまざまな壁、天井材とか、そういったところに対する安全対策というのはどうなっているんですか。

○**地域づくり推進部長** 今お話のありましたつり天井に関しましては、国交省のほうで今安全基準を策定しており、パブコメもたしかことしやっているとしますので、そういったものがある程度基準が出されたところで私どもも再度検討していきたいというふうに考えております。これは近隣センターだけではなくて、ほかの施設も多分同じような形になってくるのではないかなというふうに思います。以上です。

○**林** ぜひやっていただきたい。天井材とかつり天井だけじゃなくて、さまざまなものが含まれているかというふうに思いますので、そういったところをお話ありましたとお進めさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○**塚本** 質問させていただきます。今の耐震の話、林委員からも出ましたけれども、ちょっとそれ以外に気になったのが、先ほど末永委員も3階建ての話をされましたけれども、エレベーターがあるないとかも含めたバリアフリー化がきちんとなされているかどうかの現状をちょっと教えてください。

○**地域支援課長** バリアフリー化につきましては、いわゆる車椅子対応、最低限のものというところで、全てのセンターにエレベーター等が入っているものではございません。以上でございます。

○**塚本** 先ほどの答弁の中でも長寿命化計画を策定というお話がありましたけれども、長寿命化計画はいつごろできるのでしょうか。

○**地域支援課長** これにつきましては、庁内の今後の公共施設の更新等の計画に合わせて私どものほうも進めてまいりたいと思います。現在聞いているところでは、総務部のほうで今後数年以内につくってまいるというふうに聞いておりますので、それにあわせてやってまいりたいと思います。以上です。

○**塚本** この近隣センターの問題は、どの議員も一度は相談を受けたことがありますし、執行部の皆さんも現状についてはよく認識されていると思います。長寿命化計画が数年かかるという話でしたけれども、その前にもバリアフリーの話をお伺いしましたけれども、当然長寿命化計画を立てた時点で建てかえなくちゃいけないという選択肢が出てくる施設が多分ほとんどではないかなと。逆に長寿命化計画をつくって数年寿命を延ばしたとしても、すぐ更新時期、建物の建てかえ時期が来るといのが、感覚的な問題ですけども、出てくると思いますので、かなりの予算がかかる問題ですけども、きのうも台風の被害とかありましたけど、避難所のほうが危ないという事例もあるというふうに聞いていますので、大きな政策課題ですけども、担当課だけの問題では済まないと思いますので、全庁的にしっかり検討していただきたいと思います。

○**地域支援課長** 今お話があったとおり、長寿命化計画、施設の更新についてはしっかり検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○**日暮** 今の塚本委員の質問に関連して伺いたいと思います。このI sの数値で一

番低いのを見ると0.672ですけれども、この0.672というのは、柏市でも災害の被害想定とか調査を行って、柏市においても直下型地震が発生するかもしれないということもそこには書かれていますけれども、震度どのぐらいの地震のときにこの施設がどうなるのか、教えてください。

○地域支援課長 I s 値につきましては、0.6以上確保されていれば、震度6から7の大きな地震について倒壊または崩壊する危険性が低いというふうになっております。これが0.3から0.6であると倒壊、崩壊の危険性がある、0.3未満であると危険性が高いというような形で示されております。以上でございます。

○日暮 課長の答弁、非常に優秀な答弁だと先ほどから伺っています。私もこれについて実は先日このようなことに携わっているところで伺ってみました。そうしたところ、6でも6弱とか6とか6強とかありますよね。6程度の地震が発生したときに館内に入っている人が避難する時間はある。ただ、建物が傾くとか、そういうことも起こり得るということをその方は述べておりました。各近隣センターは、災害が発生すると、そこに災害対策本部を設置するとか、また近くの市民はそこに避難しようとか思っているわけですよ。先ほどから市の財税のお話も出ていますけれども、そういう問題はあると思うんです。ですけれども、この数字について、この0.6とか、この程度の建物は例えば6とか6強とか地震が発生したときにどうなるのか、いま一度それは調べていただきたいと思いますし、このようなものについては、財政上の問題があるとしても、地域の災害の拠点となるところだし、常に多くの市民が利用しているところですから、お金の問題だけではなくて、担当課、担当部だけではなくて、柏市としていま一度考え直していただきたいと思います。

○地域支援課長 今おっしゃったとおり、近隣センターにつきましては災害時に地区対策本部あるいは避難所というところで非常に重要な機能を担うこととなりますので、その機能がしっかり保てるように努めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○日暮 もう一点伺いたいんですけれども、近隣センターに設置されている機器などで関連して伺いたいんですが、もし災害が起きたとき、柏市と各近隣センターで交信する無線の装置がございませぬ。その状況は、どのような状況だと把握していますか。例えばきちんと連絡がとれるとか、なかなかとりにくいかとれないとか、その辺はどのように把握していますか。

○地域支援課長 電源の確保ができれば、現状防災無線を使えるというふうに考えております。以上でございます。

○日暮 早急に全近隣センターについていま一度防災安全課とともに確認していただきたいと思います。その機器は、点検すれば壊れていない。壊れていなくても、本庁とそこが交信できないところもあるし、できにくいところもこれは複数であります。この辺もきちんと総務のほうと一緒に早急に検討し、この対策は早急に講じていただきたいと思います。お金があるとかないとか言わずにお願いしたいと思います。

○地域支援課長 以上の点につきまして早急に確認したいと思います。以上でございます。

○武藤 先ほどから言われています長寿命化計画なんですけれども、こちらのほうには、長寿命化計画を立てても、むしろ先ほどから言われていますように新しく建て直したほうがいいだろうというか、そういうような計画も含まれるということなんでしょうか。

○地域支援課長 まだ長寿命化計画そのものがあるものではなくて、長寿命の方向も考えた上でということで考えております。いわゆる鉄筋コンクリートにつきましては、耐用年数、税法上では47年というふうには言われておるんですけれども、実際の躯体としては60年近くもつというふうには言われておりますので、その中で適正な利用ができるのであれば長寿命化等も考えていきたいというふうに、そういうふうに考えております。以上でございます。

○武藤 全体的に近隣センターが古くなって、使い勝手が悪いというような御意見をたくさんいただくんですけれども、先ほど塚本委員からも言われましたけども、バリアフリーという面では、車椅子を2階に運ぶのに、運ぶ方もボランティアの方が高年齢化しているというようなこともありますので、先日光ヶ丘の近隣センターで、社会福祉協議会のほうで福祉の障害者の方と一緒にやっているお祭りがあるんですけれども、その中で車椅子を載せて階段を上っていけるような機械みたいなのもあったので、何かそういう対応できるような対策も検討していただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○地域支援課長 車椅子の対応につきましては、階段の構造上の部分もあろうかと思えますけども、対応できるものについては今後検討してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○武藤 あと、机も非常に重くて運ぶのが大変というような御意見もたくさんいただいていますので、ぜひその辺の改善もお願いしたいと思います。

○地域支援課長 そういう備品類に関しましては、更新の時期がございますので、そういうところで使いやすいものに更新してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○武藤 あと、関連してなんですけれど、先日光ヶ丘の近隣センターのほうに会場をお借りしようと思って行ったんですけれども、午前中に伺ったんですが、窓口が閉まっていたんですけれども、あれは午前中とか午後とか出張所があいている時間は閉まっている状況なんでしょうか。それとも、たまたまその日がお休みだったからなのか、ちょっとその辺を伺いたいんですが。

○地域支援課長 基本的に休館日以外はあいていることになるんですけれども、第1、第3月曜日が休館日でございます。以上でございます。

○武藤 わかりました。15日だったので、多分火曜日でしたけども、月曜日が祭日だったから、そういう振りかえか何かだったんですかね。ずっと閉まっちゃうのかなと思って、ちょっと心配になったものですから。申しわけありません。

○委員長 では、それは確認できたら委員とやりとりしてください。

○地域支援課長 承知いたしました。

○林 近隣センターじゃないんですけども、資料になかったんですけども、ふるさと会館はどういう状況なんですか。

○地域支援課長 ふるさと会館の整備状況ということでよろしいでしょうか。

○林 整備状況じゃなくて、耐震とかそういったこと。

○地域支援課長 耐震でございますね。ふるさと会館につきましては、いわゆる一般のそんなに大きくない200平米以下の建物でございます、木造の住宅ということで、一般のお宅に近い構造になっております。その中で建築基準法に準拠した建物ということで、あと構造上、木造でございますので、20年から30年で建てかえられるということで、現存するものについては平成ちょっと前のものがございますので、満たしているというふうには考えております。以上でございます。

○林 一言、一くくりで満たされているということなので、ぜひふるさと会館の状況も同じような形で資料をいただければもうちょっと詳しく聞けたかなというふうに思いますので、機会がありましたら、そういったところもいただければと思います。以上です。

○末永 今言っていたこと、ふるさと会館は市の施設なの。あるのか、市の施設が。はっきり答えてよ。民間を全部やるのかどうか。公共施設なのかどうか。今公共施設の議論しているんだらう。違うの。きちんと答えてよ。

○地域支援課長 ふるさと会館につきましては、所有は各町会、自治会でございます、それに対して市が補助金を出して建設しているものがございます。以上でございます。

○林 そうだよ。市民が使うから、安全性をどうなっているかと聞いている。

○末永 管理はみんな町会だらう。町会というのは役所じゃないでしょう。補助金を出すだけでしょうよ、それは。補助金を出しているところだから、それは役所じゃないでしょう。補助金を出して、運営はみんな町会がやっているんでしょう。町会が管理しているわけでしょう、それは。そこまで耐震も全部チェックするの。

○林 構造上の話をしているんだよ。構造の話をしている。運営の話じゃない。

○末永 公共じゃない。それは違う話だよ、悪いけど。

○林 構造の話をしている。運営の話をしているんじゃない。耐震化の話をした。

○末永 違う、違う。林さん、間違えないでよ。RCと鉄骨づくりの耐震性を含めて老朽化を言っている。

○林 市民が使っている施設について、耐震化とかどういう状況かと聞いている。

○末永 それは違うでしょう。議題に沿ってやってよ。あなたたちよく言うでしょう、議題に沿ってやれって。

○林 自分が一番議題に沿ってやっていないでしょう。

○末永 議題に沿ってやっているよ。違うでしょう、それは。ふるさと会館は別だよ。建築基準法に基づいてやるんだから、違うでしょう。もうちょっと考えてやっ

てよ。

○委員長 執行部、こういう資料は出せますか、ふるさと会館を同じような形で。いつ建てたかぐらいでも。恐らく昭和56年が基準になるかと思うんですけども。

○地域支援課長 私どもで把握しているのは、建築年及び構造、木造かどうかという事は把握できていると思いますので、そういう資料であれば提出することは可能かと思います。以上でございます。

○委員長 また要望があったら、そちらのほうを作成してもらうことも出ると思いますので、そのときはよろしく願いしてよろしいでしょうか。

○地域支援課長 承知いたしました。

○委員長 ということでよろしいでしょうか。——では、こちらの近隣センターの老朽化と修繕についてそのほか質疑がなければ、これをここで終結させていただきます。

○委員長 では続きまして、水道部より水道料金の滞納状況についての報告をお願いします。

○給水課長 それでは、水道料金滞納状況につきまして、お配りしました資料に基づきまして御説明させていただきます。この資料のつくり方ですけども、今年度25年度の4月から9月までの分の調定額、収納済額、未収額を表にしたものでございます。まず、調定額でございますけども、4月から9月までトータルで36億4,679万4,896円でございます。続きまして、収納済額ですけども、4月から9月まで28億8,879万1,021円でございます。収納率でございますが、79.21%でございます。未収額ですが、トータルで7億5,800万3,875円でございます。右の欄の該当月状況の表でございますが、これは下の注にございますが、当該月の調定に対して9月末までの分の収納済額累計と未収額を載せてございます。

この表の未収額についてでございますが、4月分につきましては1,084万6,786円です。5月分につきましては1,516万6,594円でございます。6月分につきましては1,785万7,113円でございます。7月分は2,309万476円でございます。8月分は4,879万1,497円でございます。9月分につきましては6億4,225万1,409円でございます。この9月分につきましては、収納の時期が、調定した月の翌月の3日が口座振替の納期、そして翌月の10日が納付書払いの納期でございますので、どうしても当月分の収納につきましては翌月に入るということで、未収額が多くなっております。それから、件数でございますが、トータルで10万7,051件になっております。以上で水道料金の滞納状況についての説明を終わります。

○委員長 それでは、質疑があればこれを許します。

○末永 水道をとめて払えない人は何件あるんでしょうか。

○給水課長 給水をとめて、未収の方に対する給水停止という行為を行っておりますが、月2回行っておりまして、毎回600件程度を対象としております。

○末永 600件の対象の人は、例えば1回とめる、そして払わなくてもあける、1回

払ったから、ちょっと一部でも払ったからあけるのか、また払えないからとめているのか、そこら辺は。

○給水課長 相談によりまして、例えばどうしても一度に払えない方は分納という方法でもあけたりはしております。

○末永 企業と個人の比率を言ってください、何件、何件で。

○給水課長 企業につきましては、ほとんど一般家庭が9割方でございますので、件数は把握しておりませんが、平等に行っております。

○末永 企業というのは、倒産してもう払えないというのは何件ぐらいあるのか。例えば中小であるよね。小さな会社で、倒産して夜逃げしちゃってもう払えないというのを含めて。

○給水課長 後でその辺ははっきりした数字はお答えしたいと思います。ただ、5年間、そういう方に関しては、当然倒産した会社については請求できないんですけども、最終的には3,500件程度まで未収の方が残りまして、99.8%程度まで収納するようにしています。

○末永 社会的現象だけど、水道が一番わかりやすいと思うんだよね。独居の生活で亡くなって払えないという件数があるかないか。

○給水課長 独居の方で払えない方、亡くなっているか、当然請求先等がなくなりますので、その点でもう請求はできなくなります。

○末永 それは何件ぐらいあるか、年間でそういうものが。要するに住んでいるけど、払えない、行っても居留守使って全然払わないもいれば、いるのかいないのかわからないけど、幾ら言っても払わない。でも、メーターは回っていると。要するにメーターのところぐるぐる回るから、使っているなってわかるじゃないですか。トイレでも何でも使っているとくるくる回っているから。だけど、そうじゃなくて亡くなっちゃって、追っかけても、独居の方は特にそうだよ。独居の場合、独居の人が亡くなっちゃったら、家族で引き払っちゃったら、その行き先がわからないじゃないですか。例えば市営住宅に住んでいる人なんか最近亡くなる人が多いんだけど、亡くなっちゃって、1カ月以内に片づけて出ていっちゃうから、どこ行ったかわかんないじゃないですか。今保証人が消えちゃって、なくなっちゃっているから、追跡できないじゃないですか。そういうのはいっぱいあると思うんだけど、市営住宅さえもあるから、民間のところに住んでいる人もいっぱいあると思うんですよ。そういうのはどうしているかと。

○給水課長 市民課で転出届とかいろいろ調査をかけたりしまして、行き先を調査したりして請求に努めております。

○末永 努めるのはいいんだけど、私も今回経験したんだけど、身寄りがない人をずっと私は5年間見ていたんですよ。亡くなりましたと。私が立てかえて払ったからいいよ、私が見ていたから。5年間その人を見ていたんだけど、とうとう死んじゃったって。死んじゃって、その前に給水をとめちゃって、全部払っちゃったからいいけど、そういう件数はこれから社会的現象であると思うんですよ、物すごく。

だから、そういうものがどのくらい。後払いだよ。2カ月の後払いだから、この金額は膨らむじゃないですか。大きくなるじゃないですか、後払いだから。件数が多くなると、未収金がふえるだけでしょう。先払いだったらいいよ。ガスのように手付金1万円払っていて、ガスはそこから差し引きますという制度じゃない。ガスは、1万円入れておいて、そして使った分だけ払うわけだけど、水道は違うから、2カ月使った後、2カ月半後に支払いじゃないですか。だから、そうすると丸々取れなくなるでしょう。取るだけのことを言っているわけじゃないんだけど、その赤字は今度はまた料金にはね返ってくるわけだから、そういうところについてはどうしているかと聞きたかった。

○水道事業管理者 今の末永委員のほうからの御指摘、最終的には99%ぐらいの収納率になっていますので、残った部分というのは、恐らく今おっしゃったような独居で亡くなった方とか、あるいは無届けで転出されてしまったとか、あるいは企業の倒産とか、そういったことがいろいろあると思います。その分析の件数は手持ちにありませんので、後ほど資料としてきちんと提出させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。以上です。

○宮田 今最後は99%まで収納率が上がると。金額にすると、未収額ってそうするとどのくらいになるんですかね。

○給水課長 5年間請求に努めまして、約1,300万とか1,400万程度の不納欠損というところで計上しております。

○宮田 近隣市の収納率を比較してみると、大体近隣市はどのくらい、柏が99とすると。それがわかったら教えてください。

○給水課長 近隣市につきましては、今資料がございませんので、後ほど。

○武藤 滞納されている方で生活保護を受けている方もいらっしゃいますか。

○給水課長 生活保護を受けている方は、調査しまして、生活支援課と連絡をとり合ったりして、該当している場合はとめるかとめないか、きちんと1件1件精査しながら対応しております。

○武藤 生活保護の保護費の基準も引き下がったりしているので、包含援護で水道料金についても支援していただけるようなことは考えないでしょうか。

○給水課長 生活支援の手当というんでしょうか、その中に光熱水費が含まれているということで、とりあえずその辺はきちんといただいたものからお支払いしていただくように相談といいますか、相手と交渉しております。

○武藤 流山市でも支援をしていますので、検討していただきたいと思います。

○給水課長 はい、わかりました。

○委員長 そのほか質疑ございますか。――では、以上で質疑を終結いたします。

○委員長 次に、市民生活部より消費生活センターの相談内容、件数について、それとペイジー口座振替導入について、この2事項の報告をお願いいたします。

まず、消費生活センターの相談内容、こちらのほうから報告をお願いします。

○消費生活センター所長 消費生活センターの相談内容、件数についての御説明につきましては、お手元の資料に沿って御説明したいと思いますが、この相談内容等につきましては、国のほうに報告するような枠組みがございますので、若干その辺の制度枠、それからこの相談内容をどのように生かしていくか、少し口頭でお話をさせていただきましてから御説明に入りたいと思います。

消費者行政につきましては、皆様御存じのとおり、50年ぐらい前からサリドマイド事件等、消費者の生命、身体を脅かすような事件が多発されたことを契機に全国の都道府県に消費者行政の担当窓口が設置されました。それ以降、特にこの2000年代に入りまして、中国製の冷凍ギョーザの事件とか、食の安全に関する事件の発生とか、架空請求や高齢者を狙った悪質商法の増加、あるいは御記憶に新しいと思うんですが、エレベーターの異常走行での死亡事故など痛ましい事故を防ぐことができなかったという反省に立ちまして、消費者被害を事前に防止するための行政機関を新設する必要性が高まりました。そのような中で、2009年、今から4年前になりますが、9月に消費者庁が設置されまして、それと同時に私どもの市町村も含めました役割を位置づけました消費者安全法が施行されました。4項目ございますが、その中の一つに、都道府県、市町村には消費生活センターを設置して消費生活相談業務を行うということが初めてここでうたわれております。それから、先ほどの事故等の抑止できなかったということもございまして、情報を消費者庁に一元的に集約し、分析、公表すること、それからさまざまな行政を消費者庁が行うと言われておりますが、消費者庁みずから行うことと、それから他省庁に求めるような諸施策を求めていくというような役割がうたわれました。

市町村につきましては、相談業務、それから消費生活センターといたしまして、現在消費生活相談員9名を配置しております。それから、電子情報処理のための設備、全国的にはパイオネットと言っておりますが、先ほどの情報の一元化に伴いまして、そういった設備の整備を行っております。それから、市町村には、消費生活センターの事務に従事します人材の確保、資質の向上というものが責務として位置づけられております。こういったような枠組みの中で、この資料のほうになります。お手元の資料につきましては、たくさんあって大変恐縮なんですけれども、国のほうに報告するような様式の中から少しピックアップをさせていただいております。4月から8月まで個票がついておりまして、その後に消費生活センターが市民向け等に発行しております情報誌をつけさせていただいておりますが、1枚目の4月の内容で状況を御報告させていただきます。

この表につきましては、1つは相談をいただいた皆様の相談の状況の内容を、表の左側からになります。当該年度のところになります。一番左側で、契約者の当事者の方の性別や年齢別、職業別、それから契約や購入金額、こちらのほうは実際お支払いになったもの、あるいはお支払いしなきゃいけないような状況に追い込まれているような金額、そういったものも含めております。それから、商品につきましては、大きくは商品と、それからサービスの提供、役務の提供と大きく2つに

くくっております。それから、右側になりまして、相談内容で、それからその下になりまして、販売、購入形態というような枠組みがまずございます。それから、事業者等と消費者の方は格差があるということで、相談員が中に入りまして、その下の表でございますが、処理結果という形でお示しをさせていただいています。この中で幾つか4月の段階での特に多いような数字をピックアップして何点かお話しさせていただきます。

性別でございますが、女性が6割、男性が4割という形で大体推移してきております。年齢別は、その表の枠の下でございますが、平均年齢は56歳、こちらにつきましては、70歳以上の方が多く、56歳という数字はかなり影響が出ていると思います。職業のほうは、高齢者の方が多いこともありまして、給与生活者等を含めまして、無職、あるいは家事従事者の方が多い状況でございます。

それから、契約、購入金額でございますが、一番多いのは墨塗りしているところなんです、10万円未満の方が多く状況にはございますが、その下を見ていただきますと、平均金額、これは4月の状況でございますが、大体103万円と、1件当たり103万円という金額になっております。

それから、その下の商品分類でございますが、一番多いのは商品ですと食料品でございます。こちらは、かなりテレビでもにぎわせましたが、健康食品でございます。そういったものがかなり多くございました。それから、下のほうの役務の提供のほうですと、インターネットサービス、アダルトサイトとか、そのあたりの運輸通信サービスというところが非常に多い傾向でございました。

今度は右側に行きますが、相談内容ですと、やはり真ん中の欄、墨塗りしております。契約や解除、ここに対する御相談がたくさん多うございます。上から2行目の品質、機能につきましては、数字は多いんですけども、国がやった調査ですと、消費者の方は基本的には商品を実際手に取られて、どういう商品かということを一応ごらんになっている方がその調査では9割いらっしゃるという状況で、余り高い状況にはなってございません。

それから、真ん中の販売、購入形態でございますが、先ほど高齢者の方が多いということもございまして、店舗購入の方も多いんですが、通信販売であったり、あるいは訪問購入、おうちのほうに来ていただくというような形をとっております。実はここの訪問購入というところ、ほかの月を見ていただきましても、前年度はゼロが入っております。こちらにつきましては、実はこの消費生活相談をやっていく中で法整備が整っていないものにつきましては、何か整えなければいけないというようなメッセージをお出しするようなどころもございまして、特におうちに来て、特に高齢者の方に貴金属がないかということで強制的に安い価格で買い取ってしまうというようなケースが多発しておりまして、それに対する制度、法令がなかったということで、こういった相談内容を生かしてそういったことを法整備してきた結果で、今現在はこういった訪問購入という欄で消費者の救済のほうの対応がとれるようになってきております。

それから、今度は一番下になりますけれども、処理結果でございます。9人の相談員が柏市の場合、当たっておりますが、大体おおむね問い合わせ、苦情がございますが、上から2つ目の助言、自主交渉というところで大体がその結果に至っております。

その下、2つ目、あっせん解決というのがございますが、先ほど来申し上げていきます事業者と消費者とのいろいろな情報の格差であったり交渉力の格差であったりというのがございまして、消費生活の相談員が中に入りまして、事業者と消費者の間に入りましてあっせんをやることがございます。そちらのほうが25件ございまして、解決に至っていると。ただ、残念ながら1件につきましては不調に終わったということがございます。

それから、その下、誤字が1点ございまして、訂正させていただきます。その3つ下、修理不要となっておりますが、こちらは処理不要の誤りでございました。訂正しておわびいたします。ここの欄でございますが、実は問い合わせ、苦情、1件、4件と数字が入ってございますが、こういった相談はかなり時間がかかるものがございます。この4月の段階、その月に受けたものの中、284件ございましたが、4月の中で結論に至らなかったものが5件あったというふうにお読みいただければと思っております。それから、その下になります。全体284件のうち新規来所者ということになります。1回目の御相談で実際センターまでおいでいただいた方が45名いらっしゃったという状況になっております。

それから、一番下になります。危害危険件数、3件と入ってございます。こちらにつきましては、先ほどエレベーターの事故等を御紹介いたしました。そういった死亡事故であったり、1カ月以上の入院を伴うといったものを危害情報と言っておりますが、そういったもの、あるいはヒヤリハット、もしかしたら非常に危ないような状況に至るのではないかというようなものを危険情報と言っておりますが、そういったものにつきましては、市長が国のほうに報告する義務がございまして、4月では3件報告をさせていただいております。このときは、化粧品であったりとか医療関係で3件報告をさせていただいたところでございます。

それから、もう一点、こういったような相談の内容につきましては、実は皆様御存じだと思っておりますが、個人消費がGDPの6割を占めるというような状況がございまして、市民の方の消費行動というのはいろんなところに影響が出るというような背景の中で、私どもが法整備をしたり相談をするだけではなくて、市民の方御自身が、賢い市民というような表現を使っておりますが、いろいろ判断をしていただくためにいろんな情報を出さなければならないという枠組みがございまして、そういったほうでも活用させていただきたいと考えております。そういったものに向けまして、裏についております黄色と緑の紙につきまして、こういった形で今、紙での市民の方への情報提供であったりホームページであったりと、そういった形で情報提供をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長 では、まずはこの消費生活センター、こちらのほうで質疑のほうを行い

まして、その後にペイジー口座振替ということで行いたいと思います。

まず、消費生活センターにつきまして、質疑があればこれを許します。

○武藤 70歳以上の方がふえているということなんですけれども、相談内容についてはどんなことが多いのでしょうか。

○消費生活センター所長 中身といたしましては、やはり先ほどの送りつけで、うちのほうに契約もしていないのに商品が送られてくるような健康食品が非常に多うございました。それからあと利殖で、高齢者の方はお金があるということで、利殖ということで、その辺につきましては、お手元の資料の黄色のところ若干添付させていただいていますが、こういったものが多い状況となっております。以上です。

○武藤 そういう高齢者の方については、もちろんこういう消費生活センターのニュースみたいなので回覧などもされていると思うんですけれども、ほかに何かお知らせというか、啓発するのはどのようなことをお考えでしょうか。

○消費生活センター所長 今の委員さんの御指摘はごもっともで、高齢者の方は非常に認知症等で判断能力の低下等、リスクを負われる方が多くなるのは柏市の特徴でもございます。そういったことで、保健福祉部門の地域包括支援センターとの連携をとりながら、あちらの中でいろんな事業を展開される中で、消費者行政というところを1項目各包括センターの中でもとっていただいているいろいろPRするとか、あるいはネットワークの中に消費生活センターの相談員や私たち行政職員が入りまして、いろいろ情報交換をさせていただいているところでございます。一つの例でございます。以上です。

○武藤 やはりこれから高齢化を迎えて、高齢者を狙ってそういう悪質な商売をされる方がふえてくるんじゃないかと思っておりますので、ぜひこれからもよろしく願いたいと思っておりますが、職員の配置としてはどうなんでしょうか。人員的に足りないとか、そういうことはないのでしょうか。

○消費生活センター所長 消費生活相談を受けた内容につきまして、こちらのほうきちんと行政職員で受けとめるに当たりまして、相談員の環境整備であったりバックアップ体制といたしまして、それを政策、事務事業に反映するというのが行政職員として非常に大切なおところでございます。現行7名の職員がおりますけれども、その中でまずは、いろいろな法律がたくさん絡むところがございまして、行政職員もいろいろな研修に行かせていただきながら勉強させていただいてやっております。以上でございます。

○武藤 ぜひ職員の増員などもしていただいで、重要な部署だと思っておりますので、今後も市民が悪質な業者の被害に遭わないようお願いしたいと思います。

○塚本 相談者は、70歳以上の方が多いいということなんですけれども、ちょうど移転して1年ぐらいたちますけれども、その移転した影響みたいな、そういった声というのは何かあるのでしょうか。

○消費生活センター所長 昨年と同月期等と比較していきますと、来所者の方は移

転後、若干減少傾向にはございます。ただ、実際来ていただいた方に御面倒をおかけしちゃってというようなお話をさせていただきながらお聞きしますが、せっぱ詰まったような状況の方ですと、市内全地域から満遍なくおいでいただいているような状況があると認識しております。以上です。

○日暮 この黄色い用紙に基づいて質問させてください。子供のための消費者教育と掲げられておりまして、非常にいいことだというふうに私は以前から思っていました。以前国のほうからもこのことについて視察に来たということも伺っています。そして、本来子供の消費に関してとかお金に関して教育の部分で指導していただければいいのかなと思いますけど、現在学校のほうではどの程度教育しているかわかりませんが、私たちが耳にするのはこの消費生活センターで行っていることしか伺っていません。これを見ますと、消費生活センターということで、この3番目のところに自立した賢い消費者の育成を目的として小中学校などに講師を派遣しますということを掲げておりますけども、この内容を少し説明していただけないか。

○消費生活センター所長 ありがとうございます。確かに柏市は消費者の教育の部分につきましては先進市という御評価をいただいているようで、国のほうからも何度も御視察をいただいているところでございますが、この消費問題につきましてはの捉え方でございますが、ライフステージに応じた情報の提供の必要性を感じているところでございます。確かに全国的に学校教育部門におきます消費者教育というところが取り組みが少ないということで、柏市の今までの取り組みとして、消費者教育の連絡会というのを立ち上げておりまして、そのきっかけとなりましたのが、文科省が出しております指導要領の中に消費者行政の部分が入り込んだ時期が平成4年にごさいました。そのときを契機にしまして、教育委員会の方と、それから柏市の消費生活のほうで一つの連絡会を立ち上げまして、その中で各学校に何人かの先生にお入りいただきまして、学校でやれるような消費者教育をどのようにやっていくかというようなことを実践できるような形でいろいろ取り組みを進めてきたところでございますが、委員さんがおっしゃるとおり、私どもがその中を通じまして感じていることは、学校の先生が子供向けに行います消費者教育にまさるものはやっぱりないのではないかというように感じておりまして、実は先般国のほうに教育委員会の教育研究所の所長と私のほうで伺いまして、今まで20年来やってきたところの一つの評価といたしまして、学校の中で消費者教育をやっていただくということは非常に効果があるし、ほかにかえられないようなところがあるのではないかとこのことを教育委員会の職員とともに発表させていただいたところでございます。今後のあり方につきましては、どのようなやり方がいいかということを行行政側、市長部局側のフォロー、どんなことをやっていけばいいかを含めましていろいろと検討していきたいと考えております。以上でございます。

○日暮 近年生活保護を受ける方も非常にふえているとか、そういう方たちにしても、人生の中ではお金に余裕があるとき等いろいろあったと思うんです。ただ、誰でもそうですけど、お金が潤沢にあるときはどうしても消費もふえますし、そして

将来的に収入が減るとお金に困ってくる可能性があるんでしょうけども、子供のときから、先ほどライフステージという言葉がありましたけど、一生の間でどういう時期にはどういうお金がかかるんだと、だからこうしなくちゃならないということをお話していただくのは本当に大事なことだというふうに思います。ぜひこれからもこの教育については教育委員会が取り組んでくれるまでこちらでリードをしていただければというふうに思います。そして、先ほど近隣センターのことにしろお金の話が出てくるんですけど、これについては行政としてもやはり参考になることだと思います。柏市の行政も、いろいろな先ほどの施設にしても古いのが多いとか、また老朽化しているとかいろいろあるわけですよ。ですから、皆さんのほうで、人生のライフステージ、また市政のライフステージについて考えていただくようなことを指導していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○宮田 相談者が70歳以上という人たちがすごく多いんですけども、来庁者に関して場所が遠いので、そういう方はどうされているんでしょうか。

○消費生活センター所長 お近くの方は徒歩で、あるいはバス停から一、二分のところにセンターがございまして、バスを御利用いただいております。あとは、タクシーで来られる方も実際にはいらっしゃいます。以上です。

○宮田 やはり来庁される方は70歳以上とか、どのくらいの年代の人が多いんですか。

○消費生活センター所長 これは実は10代の方から各年齢層にわたっております。以上です。

○宮田 あそこに保健センターがあって、そこで健康診断なんかはあるんですけども、すごく場所的に遠い。高低差もすごくあるので、高齢者の方は保健センターもすごく行きづらい。バスに乗るには、駅に行ってから乗らなきゃいけないというので、近隣の人でも高齢になると今の消費生活センターがある場所というのは非常に行きづらい。遠いだけじゃなくて、行きづらいという話も聞いているんですけども、その辺はどういうふうにお考えですか。

○消費生活センター所長 来所というところだけを捉えますと、バリアフリーのそれこそ坂道がないようなところがよろしいかと思いますが、まずは特に今お話のある高齢者につきましては、相談をしていただく、まずつながらなきゃならないということで、今私どもの展開しているやり方といたしましては、地域に42名のコーディネーターという形で市長委嘱の方を配置させていただいております。いろいろな情報提供をさせていただいているところもございまして、あるいは、民生委員さんとも連携をとっております。間接的なことにはなりますが、消費生活センターのほうにおつなぎをしていただいたり、あるいは地域包括支援センターさんのほうから行っていただいて少し様子を見ていただくとか、いろいろな形で高齢者の方の状態に応じた相談体制が必要かと考えております。以上です。

○宮田 相談員が9名ということで、お忙しいんだろうと思いますけども、センターに来ていただくという方法とか、これだけ高齢者の方が多いということは、出向

いていくということもすごく必要なんじゃないかなと思ったんですけども、それを民生委員に頼むとか、そういうのじゃなくて、消費生活センターできちんと対応できるようにしなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺はどういうふうに。検討されているんでしょうかね。

○消費生活センター所長 基本的には、数的にごらんいただきますと、電話での御相談が8割になっておりますが、やはり実際書類等をお見せいただくとかございますので、特に私どもは電話でも結構なんですけれども、あるいはファクスのやりとりとかでもやれることはありますが、どちらかという、相談の後の見守りとか、そういったようなことも含めまして総合的にいろいろ検討してまいりたいと思います。以上です。

○林 電話での相談が8割、来庁が2割ということかと思えます。相談の電話等が多い時間帯とか、ほとんどない時間帯とか、あるいは曜日とかというのはどういう把握されていらっしゃるんですか。

○消費生活センター所長 曜日として多いのは、やはり休み明けの月曜日と金曜日が多うございます。それから、時間帯は10時台、それからそれが午後になりますと3時台というところになっておりまして、お昼の時間帯はちょっと少ない状況になっております。以上です。

○林 わかりました。そうすると、夜間は相談されていないから夜間は把握できていないんじゃないかなというふうに思うんですけども、夜間はやっていないから時間が把握されていないんじゃないかなというふうに思うんです。夜間は電話を受け付けていないからですね。わかりますか。夜間は受け付けていないから夜間の時間はわからないんじゃないかなというふうに思うんです、次の日になって10時とか。そこで、休みの次の日に多いということは、クーリングオフ8日とかって、そういうこともあると思うんですけども、土日とか祭日とかというところの相談が恐らく本当は多いんじゃないかなというふうに思うんですけども、そういう対応はなかなか人の対応とかで難しいかと思うんですけど、そういったところもやはり考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに私は思っておりまして、ぜひそういったところも今後進めていただきたいというふうに思っています。

○消費生活センター所長 委員さんの御心配される所、先ほどの国と県、市との枠組みの中で国のほうでホットラインというものを組んでおりまして、市町村がお休みのところでは県のほうのセンターであったりとかホットラインのほうで対応していただいている状況でございます。以上です。

○山内 1つだけお尋ねしたいことは、つい最近うちのほうの近所で、催眠商法というんですか、人を集めておいて説明して、10日間とか半月間、毎日のように老人が集まってきて、ある日突然ぱっといなくなっちゃうんです。そういうものの抑止というのはできないんですか。町会で非常に心配して、回覧板を回したりなんかしましたけども、一向にお年寄りの数が減らないし、毎回100人近い人が午前と午後と分かれています。

○消費生活センター所長 ありがとうございます。SF商法まがいということだと思うんですが、こちらにつきましては、先ほどのコーディネーターさんが消費生活センターにつないでくださったり、直接警察につないでいただいて、よく警察とはお話し合いをするんですが、非常に警察もお忙しいんですけども、何か心配事があればセンターのほうでつないでくださいということをしていただいているので、そういった情報提供がいただければ警察のほうにお話をさせていただきまして、警察の中での判断になりますが、例えば見守っていただくとか、そういったような形での対応も可能かと思えます。以上です。

○山内 今の話、見守るだけで、例えば途中で直接の注意、我々自身もできないんですが、注意しましょうって呼びかけるぐらいで、ただそれがとにかく毎日毎日、私のすぐそばだったので、なおさら目につくんですけど、何か対応の方法がないのか。結局被害者が大騒ぎしない限り事件にならないし、そうならないと警察が立ち入って何とかってできないですよ。この辺が何とかできないものかなど。多分毎年どこかできつとそういう場所が設けられて、そういう被害者というか、恐らく高額な商品を一気に売りつけちゃうんですよ。そんなのをとめるにはどうしたらいいのかと本当に今回痛切に感じましたので、ちょっとお伺いしました。

○消費生活センター所長 先ほどのパイオネットというシステムの中に個人情報伏せたところでの市町村間での情報の共有ということが可能になっております。どこまでできるかわかりませんが、御相談の情報を寄せていただいたときには、そういったところを検索しながら、なるべくひどい状態にならないような形での行政職員としての取り組みを進めていきたいと思えます。以上です。

○委員長 そのほかよろしいでしょうか。——では、以上で質疑を終結しまして、こちらは新しい事業でしょうね。ペイジー口座振替の導入についてということで、保険年金課、報告をお願いします。

○保険年金課長 私からペイジー口座振替の導入についてという報告事項の概要説明をさせていただきます。お手元の資料にのっとして説明させていただきます。その中の1番、ペイジーの口座振替とは。今までも口座振替による保険料の納付ということで手続を皆さんからいただいておったんですが、この手続の方法については、皆さんが取引されている金融機関に足を運んでいただきまして、それで手続をしていただいて、その書類が今度市役所のほうに回ってきて、それで私のほうで処理を行うということなんです。皆さんが申し込みをいただいてから開始されるまで約2カ月を要しておりました。その期間を短縮する方法といたしまして、今回保険年金課の窓口はこの口座振替の端末というもの、実はきょうお持ちしているんですが、こちらになるんですが、もしよろしかったらお返ししましょうか。実はその機械にキャッシュカードを通すだけで口座振替の手続が完了すると。非常に期間が短縮されまして、これによって、口座振替の納付率ですか、こちらの向上も図るという目的もございまして、これを今月15日から導入いたしました。この機械につきましてですが、保険年金課のみでなく収納課の窓口、市税も取り扱いますので、

そちらのほうにも設置させていただいております。取り扱い金融機関なのですが、実はこれ1行と契約するに当たりまして当初25万円の負担金がかかるんです。非常に高く、ですから今こちらの資料には9行載っておると思うんです。これは、過去の実績に基づいて金融機関の選定をさせていただきました。その中で、お手元の資料の中で、大変恐縮なのですが、東京ベイ信用金庫が11月2日からというふうになっておるんですが、実はこの2日の設定に間に合わないということで、これを5日のほうに変更させていただきたいという報告を受けておりますので、訂正のほうをお願いいたします。

5番目の導入経費なのですが、今お手元でごらんになっていただいている機械、これ1台10万5,000円いたします。それに伴う毎月の情報管理料ですか、これが2万1,000円、月額の基本料といたしまして1,137円、データ処理料が1件9円になります。口座振替の契約手数料、これはキャッシュカードを通過させるのみなのですが、これで157円かかるということです。近隣市もちょっとお伺いしましたが、この金額については一律でございました。取り扱いの保険料の項目としては、その一番下の6番に載っております7項目、これを当初の登録ということで設定させていただきました。以上が資料の中に載っておることなのですが、ただ先ほど金融機関の1行の契約が25万円というふうに申し上げたと思うんですが、実はこの設備投資に係る費用といたしまして、国の特別調整交付金の対象、これになりますので、これを申請していきたいと思っております。報告事項は以上でございます。

○委員長 それでは、質疑があればこれを許します。

○武藤 情報管理料とか月額の基本料とかデータ処理料というのは、これは1件についてこの金額がかかるということなんですか。

○保険年金課長 月額基本料は毎月1,137円かかりまして、その下のデータ処理料、これは1件私のほうで受け付けして、今お手元の機械は携帯電話のシステムを使っておりますので、その電波を出したときにかかるのが9円というふうに伺っています。その下の157円、これは私のほうでキャッシュカードを通過させた時点でかかる経費になります。以上です。

○武藤 そうすると、最初にその振り込みの契約を結ぶときに1件についてデータ処理料がかかって、あと基本料というのは、何件契約したとしても1,137円で大丈夫ということなんですか。この端末の情報管理料というのも、1行についてじゃなくて全体でこの金額ということなんでしょうか。

○保険年金課長 この1,137円というのは固定金額になります。申し込みがあってもなくてもこの金額というふうに確認しております。以上です。

○武藤 端末の情報管理料というのは、これも固定ですか。

○保険年金課長 これも固定金額になります。以上です。

○武藤 そうすると、この国保についても、後期や市県民税、ここにある固定資産税とか都市計画税、自動車税、介護保険料というのがありますけれども、これを全部例えば振り込みにした場合というのは、この処理料というのは1件ずつ国保料や

後期やということがかかってくるのでしょうか。

○保険年金課長 この申し込み時点でその端末機によって申し込みする項目を選択できるんです。ですから、一度に選択をしてしまえば1回で済みます。1件扱いになります。以上です。

○武藤 そうすると、これは一回で全部振り込みにするかどうかというのは、一つの窓口で全部それができるということなんですか。

○保険年金課長 この全項目を一度に申し込みすることは可能です。

○武藤 では、例えば国保の担当窓口であっても、税の担当窓口であっても、それが介護の窓口であっても、どこでも全部一遍に自動的に振り込みしたいというふうにすればできるということですね。

○保険年金課長 そのとおりでございます。以上です。

○武藤 その契約をする際、例えばこの口座振り込み手数料というのは市民が負担するとか、そういうのはないですか。

○保険年金課長 それはございません。以上です。

○武藤 介護保険料ですとか後期高齢者ですとか年金から天引きされない方について結局振り込みという形になってしまうと思うんですけども、なかなか保険料自体が高くて払えないという方に振り込みをこれから勧めていくということになると思うんですけども、これは強制的にならないようにしていただきたいと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○保険年金課長 おっしゃるとおり、そのように説明させていただいて、被保険者の方に選択していただきたいと思っております。以上です。

○宮田 ちょっと確認なんですけど、この機器は何台購入することになるんですか、柏市は。

○保険年金課長 保険年金課で2台用意しております。以上です。

○宮田 ほかの課は、例えば市民税とかいろいろありますけど、保険年金課で2台で、柏市全体ではどのくらいになるんですか。

○保険年金課長 保険年金課で2台で、収納課で1台購入しております。ですから、柏市としては3台用意してございます。以上です。

○宮田 銀行の個別の金額が書いてあるんですけど、導入費用というのはどのくらい想定しているんですか。例えばデータ処理1回につき9円だけど、大体どのくらいの申請があるとか、その試算についてはどういうふうに考えているんですか。

○保険年金課長 大体なんですけど、概算で私のほうで約1,500件申し込みを予定しております。以上です。

○宮田 その1,500件予定のためにどのくらいの費用が柏市はかかるというふうに試算しているんですか。

○保険年金課長 約1万3,000円を予定しております。このデータ処理料としてですね。全体でございませうかね。

○宮田 全体で。

○保険年金課長 約50万というふうに見積もりをさせていただいております。以上です。

○宮田 その財源が全部今申請をするということですから、この特別交付金、それで全部処理できるんですか。まず、市の負担があるのかどうか、それから例えば今までは個人個人が口座振替の手続をしていたんだけど、今度市がやることによってふえるのがこの口座振替手数料分、市民が今までこれを負担していたわけですか。

○保険年金課長 申し込みされる方が金融機関で手続された場合には無料でした。ですから、この機械を通すことによって157円が新たに発生してしまうということで、これはあくまで市の負担というようなことで皆さんに御説明しております。以上です。

○宮田 では、ちょっと確認なんですけど、一応1,500件を年間で予定していて、かかる費用がさっき幾らっておっしゃったの、全体で。50万円で済むんですか。1,500件、初期費用から全部、維持から何かその辺の全体がちょっと見えないんですけど、もう一回説明してください。

○保険年金課長 私が申し上げた月額使用料の中に、今ごらんになっていただいた端末機ですかね、こちらの購入費用も含まれて50万と見ておりますので、実際これ10万5,000円いたしますので、21万、これを引きますと約30万の経費という形になります。明細で申し上げたほうがよろしいですか。

○宮田 いいです。もう一回整理してみます。もっとかかるような気がする。

○末永 キャッシュカードのカードでここを通すと、この項目の幾つか、例えば軽自動車だけ払いたいと。軽自動車は1年に1回だよな。1年に1回だから、毎月じゃないから、それを1回通すと、それが引かれると。飯食いに行ってカードでぎゅっとやるのと同じ状況なのね。レストランに行って食事してカードでぎゅっとやって引かれるというのと同じ扱いだね。今高島屋でもどこでもレジでも全部それをするよね。そのシステムにこれをしちゃったよと、税金に。そういうことなのね。そう言うってくれるとわかりやすいんだけど。それで、例えば7つの項目があるけど、この7つの項目を軽自動車だったら3番というふうに押してじっと通すわけ。そういうこと。そういうやり方ね。これ背番号ついているわけだな、市県民税は6番だとか。その6番を押してじっと通せば、市県民税が現金通帳から引かれるよということだね。今どこでも切符買うにしても何にしてもみんなこれだよな、じっと通して。それを税金で導入したということなのね。わかりました。

○林 取り扱い項目なんですけど、これはふやすことができると思うんですけども、要するに保険料のほかに料金とか、そういったものは取り扱いをふやすに当たって何か支障はあるんですか。

○保険年金課長 ふやすことは可能です。随時可能と聞いております。とりあえず当面スタートとしまして、保険料と市税で登録をいたしました。ですから、今後依頼があれば登録はしていくつもりでございます。以上です。

○林 取り扱い項目がふえると経費ももちろんかかってはくるというふうに思うんですけども、せつかく導入するのであれば、項目をふやしたほうがいいのではないかと。水道さんもたまたまこちらにいらっしゃるので、そういったところなんかも使ったり、各課でさらに使えるようなところ、せつかくこういったところをやるのであれば、なるべく多くのものができるように進めていただきたいというふうに思います。

○末永 これにするのはいいんだけど、高齢化してくると、いつ何でどこで払ったのかさっぱりわからなくなっちゃうんですよ。これをやると、高齢者の人はいつ払ったのかなど。払っていなくて督促状が来て、そのあげくに今度は延滞金を取られちゃうと。払ったはずだと言うけども、払っていないということが起きるわね。カードの中に現金が振り込まれてあるかと思ったら、年金がなくて、やったから払ったものだと思うちゃっているけども、実際は金がなくて引かれなかったというようなことが起きるわね。高齢者には便利なように見えるけども、払ったか払わなかったかの確認ができないから、払いましたよという通知は行くんだっけ。行かないよね、それが。

○保険年金課長 口座振替の場合には、領収書をはがきでお出ししております。ただ、それが期別ですと年に1度しかお出しできないので、今委員御指摘の途中ではわからないと思うんです。もし納付が未納扱いになりますと、その督促状ですか、督促状というのはお知らせも兼ねておりますので、それが送達されてしまいます。以上です。

○末永 わからないことないんだけど、もうちょっと高齢者の場合は払った払わなかったというのを明確にしないと、よくあることだから、払ったという感覚、お金なくて払っていなかったという、それは督促状が行くからいいわね。それも払ったと言ってトラブルが起きるんじゃないかと思うんだけど、なおかつ払ったけども、またもう一回払いに行くと、その場合は引かれちゃうの、もう一回。

○市民生活部長 これは、口座振替の設定をするだけで、そこから現金がキャッシュカードを通したときに落ちるわけじゃないんです。口座振替をわざわざ銀行まで行くのを窓口でやろうということだけなので、あくまで口座振替の手続の簡略化ということで御理解いただきたいと思います。ですから、結果的に口座にお金が入っていなかったら督促状が行ってしまうし、ちゃんと入っていれば年に一遍領収書が送られると。これは全く今口座振替をやろうと思う方に対しては変わらないです。以上です。

○末永 口座振替の手続の簡略化をやりますよと。どこでもできるけど、銀行で書いて判こ押してやっていたのを全部やらないで、キャッシュカードで読み取って役所でもやってあげますよということだな。銀行行かなくてもいいよと。役所でもやりますよということなわけだ。なるほど。わかった。

○委員長 申し込みは1回でいいわけですか。申し込みということは、毎回来なくても、例えば1回やれば、もうそれで銀行から毎年引き落とされるということでない

いんですかね、理解としては。毎回来てばっばやらなくてね。

○宮田 何か問題点があるとか、そういうことはあるんですか。その辺を教えてください。

○保険年金課長 このペイジーを導入しての問題点ですか。今のところ全く思いつきません。

○武藤 他市で導入されているところというのはどれぐらいあるんでしょうか。

○保険年金課長 私のほうでこの導入に当たりまして印西市と成田市のほうを視察にお邪魔しておりますので、そちらのほうではかなり口座振替の率が上がったというふうにお伺いはしております。ただ、あと船橋、市川ですか、こちらのほうも導入はされております。そこまでしか把握しておりません。以上です。

○委員長 そのほかよろしいでしょうか。——なければ、以上で質疑を終結いたします。

○委員長 以上で市民環境委員会を閉会いたします。

午後 零時 6分閉会